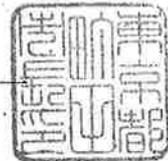


町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一 様

町田市長 石坂 丈一



地方自治法第180条の2の規定に基づく  
事務の委任について（協議）

下記のとおり市長の権限に属する事務を委任するため、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議いたします。

記

1 委任事務の内容

町田市立学校施設の開放に関する条例（平成17年10月町田市条例第52号）に規定する武道場及び特別教室に係る使用料の減免及び還付の決定に関すること。

2 委任事務の担当課

生涯学習部生涯学習センター

3 実施時期

2022年8月1日